

# 生駒市いじめ防止基本方針（案）

平成 29 年 月

生駒市



## I 策定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層見えにくいものになっている。

生駒市では、これまでも「いじめはどの子ども、どの学校にも起こり得るものであるが、絶対に許されない卑劣な行為である」という考えのもとに、様々な取組を行ってきたが、いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、社会総がかりで対峙することが必要である。

本市が平成 28 年 6 月に策定した「教育大綱」の基本方針「21 世紀を生き抜く優しくたくましい人づくり」を進めるために、また、平成 25 年に制定、施行された「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「生駒市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定するものである。

## II いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第 2 条第 1 項）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 基本理念

- (1) いじめ防止等の対策により、市内すべての学校の児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域、家庭、関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 3 基本的な考え方

### 3-1 いじめの防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団を作る。
- (4) いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (5) 児童生徒の悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を積極的に活用する。
- (6) 教職員研修の充実、教育相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と積極的に情報交換を行い、連携を深める。

### 3-2 いじめの早期発見

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- (1) 児童生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、個人面談等による情報収集)
- (2) 児童生徒の言動に注意する。
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、家庭訪問、PTA会議等)
- (4) 地域、関係機関と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との会議等)

### 3-3 いじめへの対処

いじめ問題が発生したときは、きめ細かく事実確認を行い、すばやく適切な対応を進め、関係する児童生徒や保護者が納得する解決とする。

- (1) いじめられている児童生徒の立場に立ち、きめ細かく事実確認を行う。

- (2) 学校全体で組織的に対応するとともに、市教育委員会への連絡・相談を速やかに行う。
- (3) 学校は事実に基づき、児童生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめた児童生徒には、反省・謝罪をさせる。
- (5) 違法行為があった場合は、関係機関に相談して協力を求める。
- (6) いじめ解消後も、定期的な家庭訪問等により保護者と連絡を密にする。

### 3-4 地域・家庭との連携

社会みんなで児童生徒を見守り、健全な成長を促すため、学校、地域、家庭が積極的に連携を進める。

- (1) 学校、地域、PTAがいじめ問題について協議する機会を設ける。
- (2) 地域、保護者の情報が、学校に届きやすい環境を整える。

### 3-5 関係機関との連携

学校における教育上の指導だけでなく、関係機関との連携により、いろいろな側面からいじめ問題の解決を図る。

- (1) 日常的に学校、教育委員会、関係機関が情報交換を行う。
- (2) 定期的に学校、教育委員会、関係機関の連絡会議を開催する。

※関係機関：警察、奈良県中央こども家庭相談センター、こどもサポートセンターゆう、法務局、医療機関等の民間団体等

## Ⅲ いじめ防止等のための対策

### 1 市の取組

#### 1-1 「生駒市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

法第14条第1項の規定に基づき「生駒市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。連絡協議会は、市教育委員会、警察、弁護士、臨床心理士、学識経験者、学校関係者等で構成する。

#### 1-2 いじめの防止

- (1) 児童生徒の豊かな情操と道徳心、社会性、市民性を培うために、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育、シティズンシップ教育の充実に努める。
- (2) 児童会や生徒会等、児童生徒の自発的・自主的な活動に対する支援、児童生徒、保護者、教職員に対するいじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- (3) いじめ防止等のための対策に関する資質向上を図るため、専門的な知識をもつ

た講師によるインターネットに関する研修をはじめとする教職員を対象とした研修や会議を計画的に実施する。

### 1-3 いじめの早期発見

- (1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の人材の配置や効果的に活用できる体制を整備し、教育相談、カウンセリング機能の充実を図る。
- (2) 児童生徒の状況を把握するため、定期的なアンケート調査を実施する等、必要な措置を講ずる。
- (3) 児童生徒及び保護者に対し、インターネットを介して行われる「ネット上のいじめ」の防止のため、情報モラル教育を推進する。

### 1-4 いじめへの対処

- (1) いじめについての報告を受けたときは、学校に対して、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣やスクールアドバイザーズによる助言など、必要な支援を行う。
- (2) いじめに関する報告事案について、事実確認のために必要な調査、指導等を行うなど、解決のために必要な措置を講じる。
- (3) 早期に警察に相談することが必要な事案や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案については、ただちに警察に相談・通報の上、警察と連携し対処する。

### 1-5 地域・家庭との連携

- (1) 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域とともにある学校づくりを推進し、いじめの問題について、学校と地域、家庭とが連携して取り組むよう、必要な指導、助言を行う。
- (2) 多くの大人の方でいじめの問題に対応できるよう、学校地域パートナーシップ事業や生駒市地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会等、学校と地域、家庭が組織的に連携、協働する体制を構築する。

### 1-6 関係機関との連携

- (1) いじめ防止等の対策のため、県教育委員会、警察、奈良県中央こども家庭相談センター、法務局、医療機関などの関係機関と情報交換会や連絡会議を開催するなど、適切な連携を進める。
- (2) 警察との連携を強化し、スクールサポーターとの情報共有を積極的に行い、いじめ問題の早期対応、支援に努める。

### 1-7 その他

いじめの問題に対する学校評価は、いじめの有無や認知件数、結果のみを評価す

るのではなく、日頃の児童生徒に対する理解、いじめの未然防止や早期発見への取組、いじめが発生した時の対応、組織的な取組状況等を評価するように周知する。

## 2 学校の取組

### 2-1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」や市の基本方針を参酌し、学校の実情に応じ、いじめの防止等の取組についての基本的な方向及び取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

### 2-2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、また組織的な対応を行うため、中心となる組織を設置することとする。（以下、この組織を「いじめ対策委員会」という。）

具体的な役割として、

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正
  - ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録及び共有
  - ・いじめの疑いに関する情報があった場合の緊急会議の招集及び情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携
- などが想定される。

### 2-3 いじめの防止

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるということを踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会を作ることができるよう支援する。
- (2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、シティズンシップ教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性、市民性を育み、集団の一員としての自覚や自信を身につけることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を築く。
- (3) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

#### 2-4 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

- (2) 「いじめ防止月間」における積極的な取組や、定期的なアンケート調査の実施、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携して迅速に対応するとともに、情報モラル教育の実施と保護者、地域への啓発に努める。

#### 2-5 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、校内の「いじめ対策委員会」を中心に速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- (2) 被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- (3) 加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて継続的に適切な指導・支援を行うことが必要である。
- (4) これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会や関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

#### 2-6 地域・家庭との連携

- (1) 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校通信やホームページによる情報発信を積極的に行い、地域とともにある学校づくりを推進し、いじめの問題について、学校と地域・家庭との連携を強化する。
- (2) 多くの大人の力で、いじめの問題に対応できるよう、学校地域パートナーシップ事業や生駒市地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会等、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制づくりを推進する。

#### 2-7 関係機関との連携

いじめ防止等の対策のため、市教育委員会、警察、県中央こども家庭相談センター、こどもサポートセンター、法務局、医療機関などの関係機関と、日常的な情報交換や連絡会議を開催するなど適切な連携を進める。



## 2-8 教職員研修の実施

いじめ防止等の対策に関する教職員の資質向上のため、学校におけるいじめ事案の事例研修を行い情報共有するとともに、課題に応じた研修を実施する。

# IV 重大事態への対処

## 1 重大事態の意味

法第28条第1項の規定に基づき、次に掲げる場合を重大事態とする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えたとしても、迅速に報告・調査等に当たる。

## 2 教育委員会又は学校による調査

### (1) 重大事態の発生と調査

学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会を通して市長へ、事態発生について報告する。内容により、市長が総合教育会議を招集する。

重大事態に係る調査の主体は、教育委員会又は学校とする。

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査主体となる。

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会が設置した組織である「生駒市いじめ問題対策連絡協議会」を調査のための組織とする。

学校が調査主体となる場合には、学校に設置している「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして調査を行う。

この場合、法第 28 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会は、内容・方法・時期など必要な指導や人的措置等の支援を行うものとする。

## (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめが、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

### ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

### イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍

児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における注意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(3) その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会と学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に十分留意する。

### 3 調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会が市長に報告する。

調査結果の説明を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

○いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

### 4 市長による再調査及び措置

教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、法

第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

この再調査は、市長が設置する附属機関が行う。

再調査を行う附属機関については、弁護士や学識経験者等、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明するものとする。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保するものとする。